

(解説) 月額賃金88,000円以上が対象

160705@ntt-workers

- 週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各種手当等を含めた所定内賃金の額が、88,000円以上。
- ①ボーナス、②時間外労働、休日労働、深夜労働の手当、③通勤手当は除外。
- 算出方法
 - 9月（被保険者の資格を取得する月前1月間）の**同一事業所内の同一の業務に従事し、かつ、同様の報酬をうける最も近似した状態にある者が受けた報酬の額**を算出する。
 - 今年9月の賃金が個人的に欠勤などで88,000万円未満であっても、「同様の業務をしている人の平均」が88,000万円以上であれば、全員が社会保険の支払い義務が生じることになる。
 - NTTの場合
 - 時給930円の者は、今年9月の勤務で、「月曜・火曜」「月曜・水曜」「月曜・木曜」の1～3週休パターンの勤務日の場合は13日勤務で90,675円となるが、4～10週休パターンの勤務日の場合は、12日、11日勤務で88,000円未満となる。（下表参照）
 - 「同様の業務をしている人の平均」は、MEや南関東会社の法人企業毎の平均月額賃金となるため、おそらくは88,000円未満になる可能性が高いと思われる。

		2016 (H28)年9月																														勤務日	930/h×7.5H × (勤務日数)	
週休パターン		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
週3日 勤務	1 月・火																														13	90,675		
	2 月・水																															13	90,675	
	3 月・木																															13	90,675	
	4 月・金																															12	83,700	
	5 火・水																				敬											12	83,700	
	6 火・木																				老											12	83,700	
	7 火・金																				の											11	76,725	
	8 水・木																				日											12	83,700	
	9 水・金																																11	76,725
	10 木・金																																11	76,725

白抜きが勤務日

	年度末年齢							
	63歳以上		62歳以下					
			非加算地域		3級加算地域		2級加算地域	
時間賃金 (円)	930	930	1,000	1,000	1,062	1,062	1,125	1,125
出勤日数 (日)	12	13	11	12	11	12	11	12
1日の労働 (時間)	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
月額賃金 (円)	83,700	90,675	82,500	90,000	87,615	95,580	92,813	101,250